

答申第30号

鎌倉審査第 6 号

平成12年 6 月12日

鎌倉市長 様

鎌倉市公文書公開審査会

会長 若 杉 明

公文書公開拒否決定に対する異議申立てについて(答申)

平成10年10月20日付けで諮問(第35号)された「鎌倉市開発事業指導要綱
細則第2条の規定に基づく開発事業事前審査申請書『鎌倉腰越開発計画』(S58年
6月)」の公開拒否決定の件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

昭和58年6月21日に提出があった、鎌倉市開発事業指導要綱細則第2条の規定に基づく開発事業事前審査申請書「鎌倉腰越開発計画」（以下「本件文書」という。）は、添付図書のうち地権者の個人名等の記載された公図写を除き、公開することが妥当である。

2 異議申立人の主張の要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件文書を鎌倉市長が、平成10年8月17日付けで公開拒否した処分の取り消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、次のとおりである。

開発計画の内容は、昭和58年以降、二度の開発事業事前審査変更申請が出され、平成10年11月に計画公開されている以上、本件文書を時限秘として非公開とする根拠はない。

また、この間に事業者は昭和58年当時の開発計画の内容を冊子で配布し、住民との説明会あるいは三者協議を行っていると聞いており、既に公表されているもので、鎌倉市が公開拒否しなければならない理由はない。

3 実施機関の説明の要旨

実施機関の説明を総合すると、本件文書を公開拒否とした理由は、次のとおりである。

本件文書は、鎌倉市開発事業指導要綱（以下「指導要綱」という。）に基づき、昭和58年6月21日に受理して、開発行為等協議会に付議し、形式審査は終了しているが、事業者による当該開発事業の計画公開には至っていない法人情報である。本件文書は、事業者の生産技術についての情報、すなわち、建築、土木、その他工事に係わる技術上のノウハウについての情報に関する内容であり、さらに営業活動の情報として販売活動、その他営業活動の計画方針等についての情報に関する内容であることから、これらの事業内容を公開することは、事業者の不利益となるものと考え、鎌倉市公文書公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項第2号に該当するとして、公開を拒否したものである。

4 審査会の判断理由

(1) 本件文書について

ア 本件文書は、鎌倉市開発事業指導要綱に基づき、事業者が市と開発協議を行うことについて、あらかじめ審査を受けるため提出する文書で、開発事業事前審査申請書（添付図書を含む）、開発計画概要書及び事前相談結果書である。

イ 腰越・広町地区開発事業に係わる本事前審査申請書は、昭和58年6月21日に提出されて、同年7月1日に開催された開発行為等協議会に付議され、形式審査は終了したが、当該開発計画の公開までには至っていない。その後、同事業については平成7年3月3日(第1回目)及び平成10年6月2日(第2回目)に、それぞれ開発事業事前審査変更申請書が提出され、第2回目の変更申請書の内容で計画公開がなされ、住民説明会を経て平成11年11月12日開発行為等協議会で事前審査を終了している。

(2) 条例第6条第1項第2号該当性について

ア 条例第6条第1項第2号は、「法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）についての情報又は事業を営む個人の当該事業についての情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人に明らかに不利益を与えると認められるもの」は公開しないことができる旨規定している。

これは、法人等の事業活動上の利益はこの条例においても保護されるべきものであるという観点から、法人等に明らかに不利益を与えると認められる情報は、公開しないことができるものとしたものである。

イ 実施機関は、公開拒否の理由説明で、「本件文書の事業内容は、法人等についての情報であって、生産技術についての情報に該当し建築、土木、その他の工事に関する技術上のノウハウについての情報に関する内容である。さらに営業活動についての情報にも該当し販売活動、その他営業活動の計画方針等についての情報に関する内容である。これらを公開することは、事業者の不利益になる」としているが、本件文書の事業内容が、昭和58年当時の情報であり、しかもその後、開発計画の内容が変更され、時間の経過により情報の価値が低下したと判断できるため、その情報を公開したとしても当該法人に明らかに不利益があるとは認められない。

したがって、条例第6条第1項第2号には該当しないものと判断する。

ただし、添付図書のうち公図写については、地権者の個人名等が記載されているため、条例第6条第1項第1号本文にいう「特定の個人が識別され、または識別され得るもの」に該当するものと判断し、非公開が妥当である。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は別紙のとおりである。

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
10. 10. 20	諮問（諮問第35号）
10. 23	実施機関に対し「公開拒否理由説明書」の提出要請
11. 9	実施機関から「公開拒否理由説明書」を受理
11. 11	異議申立人に「公開拒否理由説明書」写しの送付 及び「意見書」の提出要請
12. 10	異議申立人から「意見書」を受理
12. 15	実施機関に「意見書」写しを送付
11. 12. 7	審議（実施機関から公開拒否理由の説明を聴取）
12. 1. 12	審議（異議申立人から意見陳述を受ける）
1. 28	審議
2. 16	審議
3. 6	審議
3. 29	審議
4. 12	審議
5. 24	審議
6. 12	答申